（宛先）高槻市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年　　月　　日 | |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 〒 | |
| 法人名称 |  | |
| 代表者の職・氏名 |  |  |

当法人が介護保険法に基づき指定又は許可を受けた事業を実施するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

|  |
| --- |
| １　申請者は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条第２項各号、第７８条の２第４項及び第６項各号、第７９条第２項各号、第８６条第２項各号、第９４条第３項各号、第１１５条の２２第２項各号、第１１５条の１２第２項及び第４項各号並びに高槻市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第７条第４項各号に掲げる者ではありません。  ２　申請者は、高槻市暴力団排除条例（平成２５年高槻市条例第３３号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条例第７条に規定する暴力団員等ではありません。  ３　介護給付費等の算定に当たっては指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生労働省告示第２０号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第２１号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２８号）及びこれらの解釈通知等に、第一号事業支給費の算定に当たっては高槻市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業支給費の額等を定める要綱に定める算定要件の内容を理解し、当該算定基準を満たした適正な介護給付費及び第一号事業支給費の算定を行ないます。  ４　介護保険法及び関係法令の内容について認識しており、これらを遵守した適正な事業の運営を行ないます。  ５　事業の運営に当たっては、高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和３年高槻市条例第４２号）及び高槻市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱に定める基準を遵守し、適正な事業の運営を行ないます。  ６　基準を満たしていないことが判明した場合には、速やかに高槻市の指示に従って必要な措置をとります。  ７　誓約の内容を満たさない事項が生じた場合には、ただちにその旨を届け出るとともに、高槻市が調査を行う場合には、必要な情報及び資料を遅滞なく提出します。また、調査に必要な範囲において当該資料等を他の保険者、指定権者、大阪府警察本部又は高槻警察署に提供し、意見を聴くことに同意します。 |